む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）をいう。）との合計額とする。

法人	期間	区域	事業	資産
一　福島復興再生特別措置法第十七条に規定する認定事業者に該当する法人	同法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による同意の日又は当該提出企業立地促進計画のあった日から起算して五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に係る同法第七条第一項に規定する同意企業立地促進計画（以下この号において「同意企業立地促進計画」という。）に定められた同法第四条第四項第一号イからホまでに掲げる指示の全てがいずれかの日以後七年を経過するまでの間に当該企業立地促進区域におけるその変更があった場合においては、その変更後の期間）で政令で定める区域に係る同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域	同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
二　福島復興再生特別措置法第七十七条の二の規定により福島県知事の指定を受けた法人	同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十七条の二の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間	福島県の区域	当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの
三　福島復興再生特別措置法第七十七条の二第十項に規定する認定事業者に該当する法人	同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第一項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域（以下この号において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合においては、その変更後の期間）で政令で定める区域に係る同法第八十五条第一項に規定する新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域	同条第一項に規定する新産業創出等推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの	

2　前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十七条の二の二第五項中「法人」を「同項の表の各号の第一欄に掲げる法人」に、「特定機械装置等」を「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第六項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「同条第六項中「特定機械装置等」を「の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に、「同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「」を「同条第七項中「となる特定機械装置等」とあるのは「となる」に、「「当該減価償却資産」を「「当該特定機械装置等」を「当該減価償却資産」に、「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第十七条の二の三第一項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」及び「当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては」を削り、「をいい、当該特定機械装置等が建物」を「（建物」に、「構築物である場合にあっては当該特定機械装置等」を「構築物については、これら」に、「をいう」を「）をいう」に改め、同条第二項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」を削り、同条第六項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「同条第六項中「特定機械装置等」に、「同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「」を「同条第七項中「となる特定機械装置等」と」を削り、「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第十七条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の日から令和三年三月三十一日まで」を「の日から令和六年三月三十一日まで」に、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を削り、「者をいう。」に改め、「（平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該指定を受けた法人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を削り、同条第六項中「次条第五項」を「次条第六項」に改める。